

平成23年度



名古屋大学
産学官連携推進本部・知的財産部

第6回特許中級セミナー

概要

2011年秋に成立した改正米国特許法につき、大学研究者の方の目線で重要と思われるポイントを深掘りしつつ解説します。米国の大学での知財活動状況についても、裁判例、成功例という切り口で紹介します。

- ◆ 開催日 : 平成24年1月26日(木) 15:00~17:00
- ◆ 場 所 : 名古屋大学(東山キャンパス)
インキュベーション施設1F, プレゼンテーションルーム
- ◆ 主 催 : 名古屋大学 産学官連携推進本部 知的財産部
- ◆ 講 師 : 石原 啓策 氏(弁理士 名古屋国際特許業務法人副代表)
- ◆ テーマ : ●米国の特許法改正とその大学への影響について(90分)
 - 1)大学の研究者の方が知っておくべき米国特許法改正内容
 - 2)2011年の大学関連米国裁判例のご紹介
 - 3)大学発特許の成功事例紹介
(米国の大学が米国特許を用いてどのような成功を収めているかにつき紹介いたします。)以上90分
 - 4)質疑応答(30分)
~日本の特許法改正についても簡単に触れます~
- ◆ 対象者 : 名古屋大学教職員及び東海3県知的財産関係者
- ◆ 定員 : 40名(定員になり次第締め切ります)
- ◆ 参加費 : 無 料
- ◆ お申込み方法

所属、職名、氏名、TEL, Emailをご記入の上、下記までお申し込みください。
Email: chizai@sangaku.nagoya-u.ac.jp、FAX: 052-788-6146

なお、お申し込み後、ご都合が悪くなった場合、必ずご連絡をお願いします。

ご不明な点がございましたら、知的財産部赤塚までご連絡をお願いします。

(akatsuka@sangaku.nagoya-u.ac.jp)